

南アルプス市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年2月

南アルプス市（教育委員会）

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、本市でも平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

このような中、平成25年12月6日付け3省庁（文部科学省、国土交通省、警察庁）連名通知「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」により、継続的な通学路の安全確保に関する取組を推進していくために必要と考える基本的な進め方が示されました。

通学路対策については、地域毎の交通特性や事故発生要因が多種多様にわたる中、早期の対策実施及び効果の発現が求められることに加え、区域外就学や児童生徒数の変化等へも柔軟に対応していく必要があります。

このため、本市では通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築しながら、「南アルプス市通学路交通安全プログラム」を南アルプス市通学路交通安全対策会議内で共有し、本プログラムに基づき、関係機関が協力し児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図っていくこととしました。

また、安全な通学環境の確保の為に、基盤となる施設整備と合わせ、道路利用者である全ての人に対しての「交通安全教育」が不可欠です。本プログラムにおいては、児童・生徒をはじめ社会全体に対する「交通安全教育」を計画的に実施することにより、交通安全思想の普及徹底を図り、自ら危険を予測し回避する意識や能力を高めるとともに、他者の安全にも配慮する意識を向上させるための取組を推進していくこととしています。

2 南アルプス市通学路交通安全対策会議

通学路の効果的かつ効率的な安全確保のため、以下の機関による『南アルプス市通学路交通安全対策会（以下「対策会」という）』を組織し、関係機関の連携強化を図るとともに、対策会によって行われる『南アルプス市通学路交通安全対策会議（以下「対策会議」という）』において円滑な対策の検討及び実施、交通安全意識の高揚を推進します。

対策会は、以下をメンバーとして本プログラムを共有し、連携しながら通学路の交通安全確保を図ります。

- (1) 南アルプス警察署（交通課・市内駐在所の警察官）
- (2) 総務部 防災危機管理課
- (3) 市民部 市民活動支援課
- (4) 建設部 道路整備課 農林土木課（管理住宅課）
- (5) 教育委員会 学校教育課 <<事務局>>

また、必要に応じて、関係組織の担当者に出席を依頼したり、以下の機関等と連携したりすることにより、通学路の安全点検や対策の検討・実施、交通安全教育などに取り組みます。

- 小学校・中学校
- PTA
- 地元自治会
- 南アルプス市交通安全協会（各地区支部）

3. 通学路の安全確保に向けた取組方針 ～施設整備（ハード対策）～

施設整備（ハード対策）に関する基本的方針

対策会では、継続的な通学路の安全確保のため、定期的に通学路の安全点検を実施し、要対策箇所の抽出や対策内容の検討・実施、効果検証や進捗管理に取り組みます。これら取組を「PDCAサイクル」として実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

（1）定期的な通学路安全点検の実施

①安全点検の体制

通学路の安全点検は、市内各小中学校・が主体となり、保護者、自治会等と連携し、校区や地域の実情に応じた方法で実施します。

②安全点検の実施時期等

対策会議は、毎年3月までに各小中学校に対し通学路の安全点検の実施及び実施時期を通知し、各小中学校では通知に基づき毎年1回、校区単位で安全点検を実施します。ただし、その他安全点検を実施しなければならない特段の事由が生じた場合には、関係機関の協力により随時点検を実施します。

③要対策箇所の抽出及び報告

各小中学校は、保護者や自治会等の協力を得て通学路の安全点検を実施します。この結果に基づき、主として交通安全の観点から危険があると認められる箇所を抽出し、抽出した危険箇所の内容、学校として考える合同点検の要否を対策会議へ提出します。

（2）点検の実施及び対策必要箇所の抽出

対策会の各担当は、学校からの報告を受けて、点検を実施する。点検の実施に当たっては、できる限り地域住民等の参画を得るものとする。報告のあった危険箇所を点検し、その中から、学校、市役所管課、道路管理者及び地元警察署で協議の上、対策の実施について検討する箇所を対策必要箇所として抽出する。

（3）対策の実施

点検で確認した対策必要箇所について対策内容が決定した場合、担当となった機関は、速やかに対策を実施するものとし、早期に対策効果を発現させる為、関係機関が連携を図り円滑な事業の実施に取り組みます。

対策内容決定後に不測の事態が生じ、当初予定していた対策の実施が困難となった場合には、代替案の検討を行い、実施可能な対策を講じるものとし、代替案については連絡会事務局より関係する小中学校へ速やかに通知します。

なお、対策の実施時期については以下のとおりとします。

① 随時対策を実施するもの

各小中学校からの整備要望内容に基づき、担当となった機関が調査・検討した結果、「対応可能」と判断した箇所については、速やかに対策を実施します。

② ヒアリング後に対策を実施するもの

各小中学校からの整備要望内容に基づき、担当 機関が現地調査を行った結果、更に詳細な検討が必要である、もしくは諸条件により対策の実施が困難であると判断された箇所については、ヒアリングの実施により対策内容が決定した時点において、速

やかに対策を実施します。

③ 次年度以降に対策を実施するもの

対策の実施にあたり予算措置や用地取得などの諸条件により、当該年度内での対応が困難である場合には、担当となった機関において、次年度の実施に向けた予算措置や関係機関との調整を行うものとしします。

(4) 進捗状況の把握

担当となった機関は、要対策箇所として抽出された箇所について、毎年度末に進捗状況を教育委員会に報告するものとしします。なお、進捗状況の報告は原則として要対策箇所として抽出された年度を含めて5年間としします。

(5) 対策効果の検証

対策会では、対策実施箇所において、実際に期待した効果が発現されているか、また児童・生徒などが安全になったと感じているのかなど、事業効果の検証を実施するため、対象通学路を使用している児童・生徒や保護者を含めた地域住民への調査の実施など対策効果の把握の為の手法を検討し、必要に応じて学校や地域の協力を得ながら効果検証を実施するものとしします。

「通学路整備要望対応報告」 … (別紙 参照)

「通学路整備による対策効果報告」 … (別紙 参照)

(6) 対策の改善・充実

教育委員会では、対策実施箇所について、対策完了後の事故発生状況や効果検証の結果を踏まえ、追加対策の検討や対策内容の改善・充実を図るものとしします。

また、改善内容が他の対策箇所へフィードバックされるよう連絡会での情報共有を図ります。

(7) 対策箇所一覧表、箇所図等の公表

対策会は、各小中学校での安全点検結果や対策内容について、下記資料を毎年度末に作成し、窓口・ホームページ等で公表します。

ただし、「通学路整備要望箇所地図・画像表」については防犯上の安全確保の観点から窓口での閲覧に限るものとし、閲覧者については身分確認を実施し、記録・保存するものとしします。

なお、対策会及び関係機関以外への「通学路整備要望箇所地図・画像表」の複製・貸与等は認めないものとしします。

<公表資料>

① 当年度の要対策箇所及び対策実施状況

- ・通学路整備要望箇所地図・画像表 … (※別紙 参照)
- ・要対策箇所区別一覧表 … (※別紙 参照)

② 過去5年間の対策実施状況 (年度ごとに作成)

- ・対応内容及び件数

(8) 通学路の安全対策実施のための1年間の流れ

<p>3月 4月 5月 6月 7月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 22校会にて、教育委員会から学校長へ『通学路点検』を依頼 ・ 新年度、再度学校長に『通学路点検』を依頼 ・ 各学校では、PTA・地元自治会・安協の協力を得て点検を実施 ・ 各学校は、点検結果を教育委員会へ報告 ・ 教育委員会は、各校の点検結果を踏まえ点検の資料作成を行い各担当へ配付 ・ 担当による点検の実施 ・ 対策会議①の実施 	
<p>8月 ～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検結果、対策会議結果に基づく対応の実施 	
<p>2月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進捗状況の把握 ・ 22校会で報告 	
<p>3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策会議②の開催 ・ 対策箇所の公表 	

4. 通学路の安全確保に向けた取組方針 ～交通安全教育（ソフト対策）～

交通安全教育（ソフト対策）に関する基本的方針

通学路の更なる安全確保のため、児童・生徒をはじめ保護者や地域住民などへの交通安全教育を強力に推進することにより、交通安全に対する関心と意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるよう取り組みます。

また、交通安全教育や普及啓発活動については、指導者の育成を図るほか、市、警察、関係機関・団体、家庭、学校、職場、地域社会等がそれぞれの特性を生かし、相互に連携するとともに、子ども、親、高齢者の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努めるなど、地域ぐるみの活動を推進します。

（1）各世代別での交通安全教育の実施

① 小学生の交通安全教育

児童の心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車利用者として、交通事故に遭わないために必要な技能と知識を習得させることにより、道路及び交通の状況に応じて危険を予測・回避して安全に通行する意識及び能力を高めます。

② 中学生の交通安全教育

日常生活における自転車利用を中心に、交通事故に遭わないために必要な技能と知識を習得させることにより、危険を予測し回避する意識や能力を高め、社会の一員として交通ルールを遵守し、責任をもって行動できるようにします。

【実施例】

- ・参加・体験・実践型など各種交通安全教室の実施
- ・交通安全啓発グッズの配布
- ・「小学校事故ゼロチャレンジ」の実施
- ・交通安全教育推進モデル小（小中）学校
- ・通学、帰宅時における自転車マナー指導
- ・のぼり旗、交通安全標語看板の設置 など

南アルプス市通学路交通安全プログラム

発行 平成27年2月

改訂 令和元年6月

改訂 令和2年4月

発行 南アルプス市通学路交通安全対策会

（事務局）南アルプス市教育委員会学校教育課